

重 要

## 事業所税の申告納付期限の延長について

熊本市では、新型コロナウイルス感染症により納税者の方々が受けた影響を考慮し、事業所税に係る申告、申請、請求その他書類の提出（不服申立てに関するものを除く。）又は納付に関する期限が令和2年（2020年）3月19日から令和2年（2020年）12月15日までの間に到来するものについて、その期限を令和2年（2020年）12月16日まで延長いたしましたのでお知らせいたします。

これに伴い、減免申請の期限につきましても、延長後の納期限の前7日である令和2年（2020年）12月9日となりますのでご注意ください。

### ■申告納期限の延長の対象となる納税義務者

令和2年（2020年）3月19日から令和2年（2020年）12月15日までに申告・納付等の期限が到来する事業者

ご不明な点がございましたら、下記の連絡先にお問い合わせください。

◎問い合わせ先

熊本市 市民税課 法人課税班

電話（096）328-2173